マージン率等に係る情報提供

協立システム開発株式会社

労働者派遣法第２３条第５項に基づき、下記の情報を提供します。
（対象：令和５年度（令和５年４月～令和６年３月））

記

１　令和６年６月１日付け派遣労働者数　９人

２　令和５年度　派遣先事業所数（実数）　４件

３　令和５年度　労働者派遣に関する料金の平均額　３０，２２６円
（１日当たりの料金額（８時間労働として計算））

４　令和５年度　派遣労働者の賃金の額の平均額　１６，０３６円
（１日当たりの賃金額（８時間労働として計算））

５　労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合
４６．９％

６　派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項
キャリアコンサルティングの相談窓口　管理部　TEL044-210-5678

訓練の内容	対象者	方法	実施主体	費用負担	賃金支給	１人当たりの平均実施時間
新規採用者訓練	新規採用者	OFF-JT	社外研修機関	無償	有給	310 時間(40 日間)
開発技能訓練(ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾐﾝｸﾞ)	入社後１～３年経過者	OFF-JT	弊社	無償	有給	20 時間
開発技能訓練(設計・構築)	入社後２～３年経過者	OFF-JT	弊社	無償	有給	12 時間
リーダー研修	入社４年目以降の者	OFF-JT	社外研修機関	無償	有給	16 時間

７　派遣労働者の待遇の決定にかかる労使協定を締結しているか否かの別
労使協定を締結している（協定書の有効期間終期：令和７年３月３１日）
協定労働者の範囲は情報処理・通信技術者、事務的職業の業務に従事する従業員に適用する。

マージン率等に係る情報提供

協立システム開発株式会社
九州営業所

労働者派遣法第２３条第５項に基づき、下記の情報を提供します。
（対象：令和５年度（令和５年４月～令和６年３月））

記

１　令和６年６月１日付け派遣労働者数　　１０人

２　令和５年度　派遣先事業所数（実数）　　２件

３　令和５年度　労働者派遣に関する料金の平均額　　２４，９１３円
（１日当たりの料金額（８時間労働として計算））

４　令和５年度　派遣労働者の賃金の額の平均額　　１８，６８９円
（１日当たりの賃金額（８時間労働として計算））

５　労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合
４４．５％

６　派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項
キャリアコンサルティングの相談窓口　管理部　TEL044-210-5678

訓練の内容	対象者	方法	実施主体	費用負担	賃金支給	１人当たりの平均実施時間
新規採用者訓練	新規採用者	OFF-JT	社外研修機関	無償	有給	310 時間(40 日間)
開発技能訓練(ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾐﾝｸﾞ)	入社後１～３年経過者	OFF-JT	弊社	無償	有給	20 時間
開発技能訓練(設計・構築)	入社後２～３年経過者	OFF-JT	弊社	無償	有給	12 時間
リーダー研修	入社４年目以降の者	OFF-JT	社外研修機関	無償	有給	16 時間

７　派遣労働者の待遇の決定にかかる労使協定を締結しているか否かの別
労使協定を締結している（協定書の有効期間終期：令和７年３月３１日）
協定労働者の範囲は情報処理・通信技術者、事務的職業の業務に従事する従業員に適用する。